

介護人材確保に係る主な事業について

都市圏からの参入促進

P 2 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

新規雇用者の転居費用，事業所の採用活動に係る経費等を助成

新規入職者の定着促進

P 3 介護職員人材確保対策事業

新規雇用者の人件費，諸手当，研修受講費用を助成

スキルアップ支援

P 4 介護職員キャリアアップ支援事業

介護職員としてのキャリアアップやスキルアップのための受講に要する経費の助成

P 5 外国人介護人材受入支援事業

外国人介護人材の介護技術向上等につながる研修の実施

処遇・労働環境改善支援（職員の負担軽減・業務効率化支援）

P 6 介護職員処遇改善・労働環境改善支援事業

介護職員等処遇改善加算の取得要件であるキャリアパス構築や職場環境改善を支援するため，研修会や専門家派遣を実施

P 7 介護ロボット導入支援事業

介護ロボット導入に係る経費を助成

P 8 介護サービス事業所 I C T 導入支援事業

I C T（介護ソフト，タブレット等）導入に係る経費を助成

P 9 介護生産性向上推進総合事業

介護現場の生産性向上に資するワンストップ型の支援窓口を設置し，労働環境の改善，介護人材の確保などに取り組む介護事業所等に対する情報提供等の支援を実施

離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

1 目的

人口減少や高齢化が著しく進んでいる離島・中山間地域等に地域外からの就職促進の支援や、地域外での採用活動及び介護従事者の資質向上研修を受講するために必要な経費を支援し、介護人材の確保を図る。

2 対象施設

介護保険法に基づく指定介護サービス事業及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、県内の離島・中山間地域に所在する施設・事業所

3 事業内容

離島・中山間地域等にある介護サービス事業所・施設等が介護人材確保のために行う以下の取組について、1事業所当たり上限 800 千円を補助する。

(1) 地域外からの就職促進支援

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成
(赴任旅費、引越・転入費用、短期間の就労に係る費用等)

(2) 地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催、求人サイトへの掲載費用に要する費用を助成

(3) 介護従事者の資質向上支援

介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成

4 様式等掲載場所

(県ホームページ) 健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組＞

【募集開始】令和 6 年度離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業の募集について

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室事業者指導係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
TEL : 099-286-2687 E-mail: k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護職員人材確保対策事業

1 目的

今後も急速に高齢化が進展することに伴い、引き続き介護人材の確保が必要とされることから、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場への入職希望者に対する就業支援を通じて、介護人材の確保及び地域における介護サービスの質の向上を図る。

2 対象施設

介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームを運営する法人のうち、鹿児島県内に所在する施設・事業所

3 事業内容

県内の介護事業所等が新規に雇用した無資格者に係る人件費及び介護職員初任者研修課程の受講に要する経費について、新規雇用者 1 人当たり上限 420 千円を補助する。

【要件】令和 6 年度中に新たに雇用した介護職員について（介護職未経験者）

- (1) 介護職員初任者研修課程を受講させること
- (2) OJT の計画・実績があること
- (3) 3 ヶ月以上継続して雇用し、申請時点でも在籍していること

【対象経費】

- (1) 新規雇用者の人件費（3 ヶ月分）
時間外労働、介護職員処遇改善加算に係る給与・一時金等は対象外
- (2) 通勤手当等の諸手当
法人社内規定において、支給が定められているもの
- (3) 社会保険料（健康保険、厚生年金保険等）に係る事業主負担分
- (4) 介護職員初任者研修受講費用（教材費を含む）
事業実施先と養成機関が同一法人である場合は対象外

4 様式等掲載場所

（県ホームページ）健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組＞

【募集開始】令和 6 年度介護職員人材確保対策事業

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

TEL : 099-286-2687 E-mail : k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護職員キャリアアップ支援事業

1 事業目的

介護職員として働くために必要不可欠な基本的な知識や技術を習得するための介護員養成研修、キャリアアップやスキルアップのための講習（介護職員 実務者研修、アセッサー養成）に要する経費を助成し、介護人材の確保・資質向上を図る。

離島において開催される介護に関する短期集中的な研修を支援することにより、受講機会の確保を図り職員の資質向上を促進する。

2 事業内容

	①介護員養成研修 費用助成	②介護職員実務 者研修費用助成	③アセッサー講 習費用助成	④離島におけ る介護職員研 修費用助成
研修 内容	介護職員初任者研修 及び生活援助従事者 研修	介護職員実務者研修	キャリア段位制度に 係るアセッサー講習	離島で開催される 介護に関する短期 集中講習 (年2回、各3日間)
対象 経費	受講料（テキスト代を含む）			旅費
対象 額	受講料の1/2 上限：介護職員初任者研修50千円 生活援助従事者研修25千円	受講料の1/2上限 ：50千円	10千円/人 (受講料1/2相当額)	離島への移動旅費 上限：534千円
補助 対象	介護サービス事業所	介護サービス事業所	介護サービス事業所	業務委託先
対象 人員	介護職員初任者：15人 生活援助従事者：10人	50人	アセッサー講習 ：25人	受講想定60人
要件	受講料を事業者が負担し、かつ研修を修了していること等			

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

外国人介護人材受入支援事業

1 目的

外国人介護人材に対する資質向上のための研修を実施することにより、外国人介護人材が県内の介護事業所において、円滑に就労・定着できるような環境づくりを整備する。

2 事業内容

- ・ 県内の介護事業所で就労する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、介護技能の向上につながる研修を実施する。
 - ・ 集合研修（委託による実施）を行う。
- ※ 集合研修の受講を原則とする。

	集合研修
実施主体	県
実施方法	委託により実施
実施場所	各地域振興局・支庁
実施回数	地域毎に各2回開催 ※ 受講回数の制限なし
研修内容	① 各施設で学んだ介護技術の 定着を目的とした復習や確認 ② 介護の日本語、文化の理解
研修受講者	県内の介護事業所で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人

3 研修の位置づけ

次の①及び②を踏まえ、県が実施する研修は、受講者がこれまで受講した研修内容の定着や、文化の理解やコミュニケーション等の向上を目的とした研修内容とする。

- ① 技能実習生は、入国後、直ちに監理団体（実習実施者）が実施する日本語学習や介護導入研修を受講（約290時間）
- ② 技能実習生及び特定技能外国人は、各施設・事業所に勤務後、技能実習責任者等の指導のもとOJTによる研修を受講。

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護職員処遇・労働環境改善支援事業

1 目的

今後、高齢化の更なる進行、現役世代の急速な減少が生じる中、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められている。そのためには、誰もが意欲を持って、安心して働ける環境を整備することが重要である。

このため、介護職員が将来の展望を持って働くことができるよう、介護事業所の管理者等を対象として、キャリアパスの構築や雇用管理の改善のほか、離職の要因の一つであるハラスメントについて研修等を行うことにより、介護事業所における介護職員の処遇・労働環境の改善の取組を促進し、介護人材の確保を図る。

2 事業内容

(1) キャリアパス構築の支援

介護事業者に対し、介護職員処遇改善加算等の取得要件であるキャリアパス構築に向けた研修会等を開催

- ・ 全体セミナー、研修会の開催
- ・ 社会保険労務士等専門家の派遣

(2) 雇用管理改善方策の普及

研修機会の少ない離島地域の介護事業者に対し、人事管理、人材育成、労務管理、賃金等の雇用管理全般に関する知識やノウハウを習得するための研修会を開催

(3) ハラスメント対策の充実

介護現場で起こりうるハラスメントの対策について、管理者向けの研修会の開催及び希望する事業所へ専門家を派遣

(例)

- ・ 介護現場でハラスメントのきっかけや原因となる事柄
- ・ 利用者や家族等から、介護保険制度や契約の範囲を超えるサービスを求められた場合の対応
- ・ 対応マニュアルの作成と共有・運用

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話：099-286-2687

E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護ロボット導入支援事業

1 事業目的

介護事業所が介護ロボット等を導入する際の支援を行うことにより、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備や介護サービスの質の向上を図る。

2 対象

県内の介護サービス事業所（介護保険法に基づく全サービス）

(1)介護ロボット（導入費用）

(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備

(3)介護従事者の身体的負担の軽減につながると県が認めた機器

3 事業内容（実施内容を箇条書きにて記載すること。）

介護ロボットを導入する介護サービス事業所に介護ロボット導入費、見守りセンサー導入に伴う通信環境整備に係る費用の一部を補助

○対象経費 補助対象となる介護事業所ごとに、次の(1)により算出された額と(2)に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする

○補助額

介護ロボット及びその他の機器等

(1)補助率による算出

・ 1 機器につき、対象経費の実支出額に次の補助率を乗じた額
..... $\frac{3}{4}$

(2) 基準額

①「移乗支援」，「入浴支援」..... 100万円

②上記以外..... 30万円

③上記2(3)の県が認めた機器..... 100万円

④見守り機器の導入に伴う通信環境整備費..... 150万円

※ 補助台数の制限

1 介護事業所あたりの限度台数は、利用定員数に0.2を乗じて得た数（小数点以下切り捨て。ただし、1未満は1）とする。

ただし、鹿児島県介護生産性向上総合相談センターが実施する伴走支援の対象事業所については、この限りではない。

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室事業者指導係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

TEL：099-286-2687 E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護サービス事業所 I C T 導入支援事業

1 目的

介護サービス事業者が I C T 機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 対象

介護事業所・介護施設（介護保険法に基づく全サービス）

3 事業内容

介護サービス事業所が I C T の導入に要する経費の一部を助成する。

○対象経費

- (1) 介護ソフト等（導入や改修に要する費用）
- (2) タブレット情報端末等（導入費用）
- (3) 通信環境機器等（Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器等の購入・設置のための費用）
- (4) 保守経費等
- (5) その他（バックオフィス業務の効率化を図るためのソフトウェア等の導入費用）

○補助額

補助対象となる介護事業所ごとに、次の(1)により算出された額と(2)に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

(1) 補助率による算出

対象経費の実支出額に補助率（4分の3）を乗じた額

(2) 基準額

- | | | |
|------------------|----|-------|
| ① 職員数が1名以上10名以下 | …… | 100万円 |
| ② 職員数が11名以上20名以下 | …… | 160万円 |
| ③ 職員数が21名以上30名以下 | …… | 200万円 |
| ④ 職員数が31名以上 | …… | 260万円 |

4 様式等掲載場所

（県ホームページ）健康・福祉＞高齢者・介護保険＞介護人材確保に向けた取組＞
【実績報告を掲載しました】令和6年度介護サービス事業所 I C T 導入支援事業

問合せ先

鹿児島県保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室事業者指導係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL：099-286-2687 E-mail：k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

介護生産性向上推進総合事業

1 目的

介護人材の確保・処遇改善，介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入，介護助手の活用など，介護現場の革新，生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して，適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を行う。

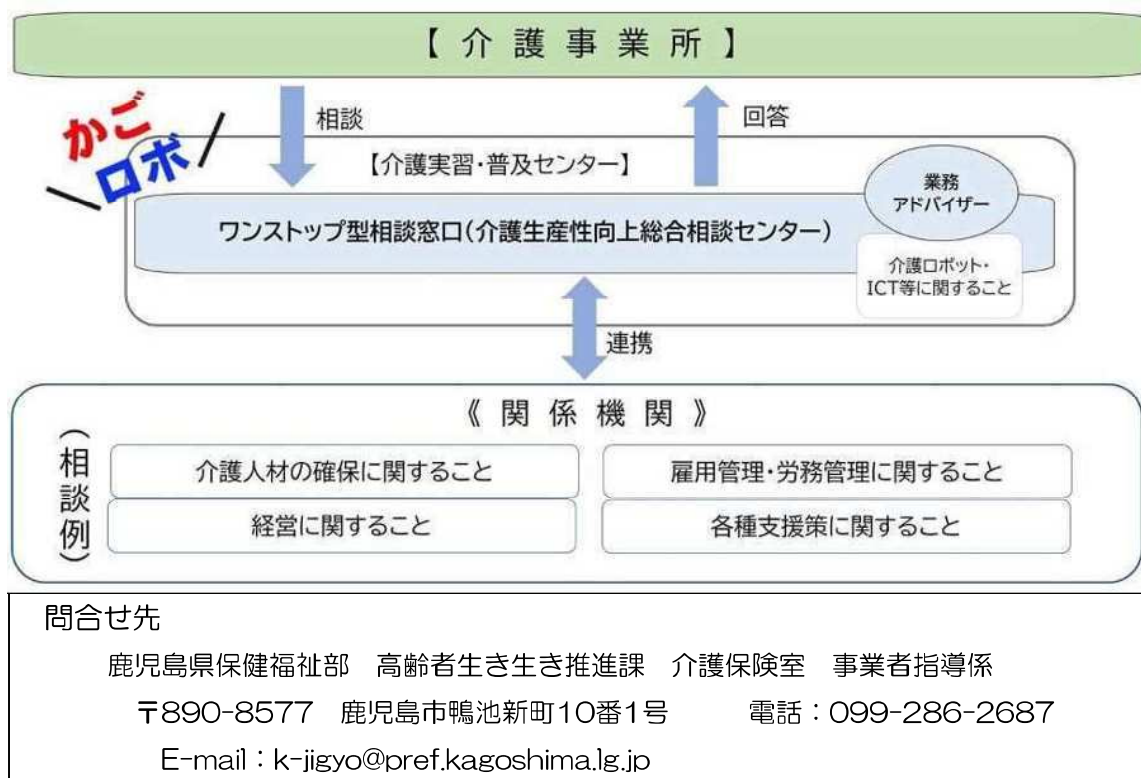
2 事業内容

- 介護生産性向上総合相談センターの設置
(かごしま介護ロボット等相談窓口(略称 かごロボ))

開設日：令和6年6月1日

場 所：介護実習・普及センター内
(カクイックス交流センター2F)

- (1) 介護現場における生産性向上の取組に関する研修会
- (2) 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣
- (3) 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応等
- (4) 介護ロボット等の機器展示
- (5) 介護ロボットの試用貸出
- (6) 他の機関との連携



介護生産性向上総合相談センター (かごしま介護ロボット等相談窓口)のご案内

国が進める介護分野の生産性向上に係る取組のもと、鹿児島県が実施する「介護生産性向上推進総合事業」の一環として、業務を行います。

安心安全な介護のために
介護負担を軽減するために
介護ロボット・ICTを
導入したい！

かご 愛称
ロボ

そのお悩み

＼かごロボ／に
ぜひご相談ください！

介護事業所

業務改善・効率化に
取り組みたいが
方法が分からない！

かごロボでできること

① 介護現場の生産性向上に関するご相談

- ・介護事業所から → 介護ロボット・ICTの導入や活用方法など介護現場の生産性向上（業務改善・効率化等）に関する相談をお受けします。

② 介護ロボット・ICTの体験

- ・どなたでも！ → 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援分野の介護ロボット及びICT機器を常設展示！実際に触れて体験できます。
※展示介護ロボットの詳細については、下記ホームページから閲覧できます。

③ 介護ロボットの試用貸出

- ・介護事業所から → 介護ロボットの試用貸出について相談をお受けします。
※厚生労働省が作成する「介護ロボットの試用貸出リスト」に掲載のロボットを対象に開発企業からの無償貸出について調整を行います。

【お問い合わせ先】

鹿児島県介護生産性向上総合相談センター（鹿児島県介護実習・普及センター内）

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50 カクイックス交流センター2階（かごしま県民交流センター）

開館時間：9:00～17:00 休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）年末年始（12/29～1/3）



かごロボ 検索

☎ 099-221-6617 📠 099-239-0384 🏠 <https://www.kaken-shakyo.jp/pages/109/>

📧 kaigo5-kakenshakyo@po5.synapse10.jp

介護生産性向上推進総合事業（鹿児島県委託事業）

＼かごロボ／の具体的な利用方法

【相談業務】

- ・介護事業所からの生産性向上（業務改善・効率化等）に関する様々な相談に対応します。
- ・「介護ロボットやICTを導入したい」等の具体的な相談の他、「介護現場の生産性向上に取り組みたいが、何から手をつけてよいかわからない」などの相談でも結構です。
- ・かごロボで解決できない場合は、関連する機関や事業と連携した上で、相談者の課題が解決するよう支援を行います。詳しくは、かごロボホームページをご覧ください。

《相談方法》

- ① かごロボホームページの「相談受付フォーム」より必要事項を入力してください。
- ② かごロボの担当者から申し込み事業所に電話又はメールで連絡して、状況の聞き取りをさせていただきます。

※ 相談終了後に、「相談後アンケート」の提出をお願いしています。

【介護ロボット体験展示】

《体験方法》

介護ロボットの体験については、当日直接のお申込でも結構ですが、事前にかごロボホームページの「相談受付フォーム」から登録いただくと、スムーズな対応が可能です。特に事業所などからグループでの体験をご希望の場合は、事前の登録をお願いします。

※体験後に、「体験展示アンケート」の提出をお願いしています。

【介護ロボット試用貸出】

《試用貸出方法》

- ① かごロボホームページの「相談受付フォーム」から登録後、「試用貸出申込書（様式）」に必要事項を記入し、かごロボに郵送又はメール送信してください。
- ② かごロボでは、申込書が届き次第、開発企業に連絡を取り試用貸出の調整を行います。
- ③ 開発企業(又は代理店)から申込事業所に、日程調整等の連絡が入り、調整がつけば貸出となります。
- ④ 試用貸出が終了したら、ホームページの「試用貸出アンケート」に入力いただき完了です。

上記以外のご相談についても
お気軽に相談受付フォームからお問合せください！